

# 令和5年度定期課税から 第2期分納付書を同封しています！

これまで千葉県では、個人事業税の第1期分納税通知書と第2期分納付書を2回に分けて発送していましたが、**令和5年度定期課税から第1期分納税通知書とあわせて第2期分納付書も同封して発送しています。**

第2期分納付書は大切に保管していただき、納期限（11月30日）までに納付してください。なお、お手元に到着後すぐにお使いいただけますので、第1期分の納付とあわせて早めに納付することも可能です。

## [第1期分納税通知書と第2期分納付書の見分け方]

千葉県 領収済通知書

千葉県納付(納入)書(原簿)

郵便番号の横に★マークがあるものが第1期分の納税通知書です。

納税通知書(又は納付書)は、タイトルで見分けます。  
【第1期分】個人の事業税納税通知書兼領収証書(第1期)  
【第2期分】個人の事業税納付書兼領収証書(第2期)

税額が1万円以下の課税、過年度所得分の課税、中途廃業者への課税等については、一括納付のため**第2期分納付書はありません。**

※第2期分がない方の納税通知書のタイトルは、「個人の事業税納税通知書兼領収証書」です。

## ご注意ください！

- **第1期分納税通知書と第2期分納付書をよくご確認いただき、それぞれの納期限までに納付をお願いします。**
- **誤って、第1期分の納期限までに第2期分納付書で納め、第1期分が未納である場合は、督促状や催告書が発送されます。(誤った第2期分の還付や第1期分への充当はできません。)**
- 第2期分納付書を紛失した場合は、県税事務所にお問い合わせください。
- 口座振替の方の引き落とし日は、第1期分、第2期分それぞれの納期限です。
- 新たに口座振替を希望する方は、同封している「口座振替依頼書」を各県税事務所へご提出いただくか「千葉県Web口座振替受付サービス」でお申込みください。ただし、口座振替の対象となるのは、**次回以降の課税からになります。**(第2期分は対象になりません。)

ご不明の点は、この通知をお送りした県税事務所までお問合せください。